

議案第31号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月13日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

第1条 東京都板橋区手数料条例（平成12年板橋区条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表42の8の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改め、同表155の11の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「マンション建替事業、マンション敷地売却事業又は敷地分割事業」を「マンション再生事業等」に改め、同表155の12の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第120条第1項」を「第113条第1項、第163条の6第1項」に改め、「第126条第3項」の次に「、第163条の19第3項」を加え、「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改め、同表155の13の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59第1項」に、「建築物の容積率」を「建築物の容積率等」に、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「マンションの容積率」を「マンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さ」に改め、同表155の14の項事務の欄中「第5条の4」を「第5条の14」に改め、同項額の欄中「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改める。

第2条 東京都板橋区手数料条例の一部を次のように改正する。

別表155の14の項事務の欄中「第5条の14」を「第5条の16」に改め、同項額の欄中「第5条の14各号」を「第5条の16各号」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定中別表155の14の項の改正規定 公布の日
- (2) 第1条の規定中別表42の8の項の改正規定 令和8年5月1日
- (3) 第2条の規定 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

（提案理由）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律等及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、税制上の特例措置に関する証明手数料、法人に関する資格証明手数料及び建築物の容積率等に関する特例許可申請手数料に係る規定を改めるほか、所要の規定整備をする必要がある。